

高齢者支援課・市民健康課 からのお知らせ

国東市配食サービス事業って何？

【事業の目的】

調理が困難な在宅の高齢者等に対し栄養バランスのとれた食事を配達し、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、安否の確認を行い、安心して在宅生活が継続できるよう支援するための事業です。

【事業の対象者】

市で定めている利用基準を満たし、栄養改善、自立支援の観点から面接調査により必要と判断された方。

詳細につきましてはお問い合わせください。

【問合せ先】 高齢者支援課 ☎72-5189 国見地域市民健康課 ☎82-1112
武蔵地域市民健康課 ☎68-1112 安岐地域市民健康課 ☎67-1114

平成30年度 国東市配食サービス事業受託事業者を募集します

1. 委託業務の内容

- ①国東市が決定した調理が困難な在宅の高齢者等に、1日につき1食（夕食）を配達する。
- ②定期的に（毎回、ほぼ同じ時間）に訪問するものとする。
- ③訪問の際、安否を確認し、健康状態に異常があった場合には関係機関への連絡等を行うものとする。
- ④1食当たりカロリー600～700kcal、食塩相当量3.5g以下で提供する。

2. 営業日

配食日は原則として週5日以上とする。
ただし、年末年始（12/29～1/3）、国民の祝日、その他市長が休業日と認めた日が含まれる場合は、週4日以下とすることができる。

3. 配達区域

国見、国東、武蔵、安岐の4圏域のうち1圏域以上提供できること

4. 委託期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

5. 募集期間

平成30年1月9日（火）～平成30年1月23日（火）

6. その他

その他、事業概要や募集に係る詳細につきましては、国東市のホームページに掲載しておりますので、そちらをご参照ください。募集要項に沿ったサービスの提供が可能な事業受託候補者を募集します。

【問合せ先】 高齢者支援課 ☎72-5189

～高額介護合算療養費のお知らせを送付します～

高額介護合算療養費とは、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が基準額を超えた場合に、その超えた額について支給される制度です。大分県後期高齢者医療制度の被保険者で支給が見込まれる方に、平成30年1月にお知らせと申請書を送付します。申請書に必要事項を記入し、お手続きをしてください。

【申請に必要な書類】

支給申請書・お知らせの文書・印鑑・通帳・後期高齢者医療被保険者証・マイナンバー通知カード等

※申請者（代理人含む）の身元確認ができるもの（運転免許証等）

【問合せ先】 市民健康課 国保年金係 ☎0978-72-5166
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771（代表）

戸籍・附票
住民票

平成30年3月1日

印鑑証明
所得課税証明

いよいよ始まる！コンビニ交付！！

マイナンバーカードが必要です。

～お持ちでない方は、今すぐ申請を～

申請から受取は以外と簡単！

①申請します

②交付通知書が届きます

③市役所で受取ります

（表面）

（裏面）

顔写真貼付欄
サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）
最近6か月以内に撮影されたもの、正面・無帽・無背景のもの。
申請日 年 月 日
申請者氏名（自署）
以下に電子証明書の発行に同意する場合は、
以下の「電子証明書の発行に同意する」欄に「○」を塗りつぶしてください。
発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。
署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被保見人の方は原則発行されません。
利用者証明用電子証明書 ※ 不要

申請書を切り取ります。

①顔写真は、サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）、最近6か月以内に撮影されたもの、正面・無帽・無背景のもの。
②□を塗りつぶすとコンビニ交付を利用できません。

申請書が無い場合や
郵送用の封筒が無い場合など、
ご不明な点は下記まで
お問い合わせください。

申請はいろいろなところからできます！

郵便で

証明用写真機で

スマートフォンで

パソコンで

注）一部、申請できない機種がございますのでご注意ください。

【問合せ先】

本庁 市民健康課 戸籍住民係 ☎0978-72-5166 国見総合支所 地域市民健康課 ☎0978-82-1112
武蔵総合支所 地域市民健康課 ☎0978-68-1112 安岐総合支所 地域市民健康課 ☎0978-67-1114